## "霞が関版20%ルール"が始まります!



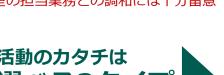
所属長※に届出することで業務時間の一部(20%まで)を 所属課室の担当業務以外の活動に充てることが可能に!

(※ 省内副業型は、副業先にも)

環境政策に寄与するものなら

#### 何でもOK!!

→ 各課室の担当業務との調和には十分留意



活動のカタチは 選べる3タイプ ※ハイブリッドも可能



#### 新規開拓型

• 知見を集めて新たな政策分野を開拓



#### タスクフォース型

• 課室の枠を超えたプロジェクトを推進



#### 省内副業型

• 専門性と熱意を活かして他課室業務に貢献

・既存の課室等の枠を超え、社会のニーズに 合った新しい政策を実現



<sub>更なる</sub> **社会変革**∕

・職員の自律と成長、省の政策立案能力を増強

### 対象とする活動の例



# 新規開 拓型

- ・知見を集めて新たな政策分野を開拓
  - →役所の外での様々なステークホルダーとの対話・議論
  - →学会・勉強会参加
  - →現場経験、政策研究



# タスク フォース 型

- ・課室の枠を超えたプロジェクトを推進
  - →新たな視点で全省的な政策転換を促す
  - →これまで培った業務経験を全省的に活用



## 省内 副業型

- ・専門性と熱意を活かして他課室業務に貢献
  - →スペシャリスト(IT, 国際, 等)として継続的に関与
  - →業務分野・経験を自ら補完しキャリアアップ
  - →環境省への出向経験を、より充実したものに

